

岩手県告示第 210 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 20 年 3 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 遠野東和自転車道線
- 2 供用開始の区間 遠野市松崎町 6 地割 116 番地先から 113 番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 20 年 3 月 21 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター
  - (2) 期間 平成 20 年 3 月 21 日から同年 4 月 21 日まで